

# ひょうご仕事と生活の調和推進 認定企業募集

締切 令和元年7月10日(水)

ひょうご仕事と生活センターでは、ワーク・ライフ・バランスを実現する制度整備や働き方の見直し、組織風土の醸成等に向けた企業の取組を支援しています。このような取組を進め、一定の成果を収めている企業・団体を「認定」し、ワーク・ライフ・バランス認定企業として公表しています。ぜひ、ご応募下さい。



## ワーク・ライフ・バランス を進めていくと…

- ・優秀な人材の確保につながります。
- ・業務効率の向上をもたらします。
- ・勤労者の働く意欲が向上し、離職者が減少します。

## 認定されると…

- ・認定企業としてホームページ等で広報します。
- ・ハローワークの求人票や求人広告などでPRできます。
- ・**県と連携協定を結んでいる金融機関等で優遇金利での融資など金融面で支援を受けられます。**



## 認定企業の声

- ・認定されたことで、従業員の意欲が高まった。さらに表彰を目指したい!
- ・表彰を受けた結果、入社希望者が増えた。従業員の定着率も向上した。

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会

ひょうご仕事と生活センター





# 認定までのステップ

1

## 「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言書」を提出

仕事と生活の調和推進に取り組むことを宣言・登録してください。  
宣言すると、ひょうご仕事と生活センターから様々な支援を受けることができます。

2

## 「ワーク・ライフ・バランスWEB自己診断」を実施

ページアドレスはこちら ⇒ <http://shindan.hyogo-wlb.jp/diagnosis/entry.php>  
診断結果で、**総合評価が概ね星印(★)2つ以上の場合**、認定対象となります。

3

## 認定申請に必要な書類を提出

下記の書類をひょうご仕事と生活センターに送付又は持参してください。

- 申請書 ※1
  - 自己診断結果（総合評価が概ね★2つ以上であること）
  - 労働関係法令チェックリスト ※2
- ※1及び※2は、ひょうご仕事と生活センターのホームページからダウンロードできます。（<https://www.hyogo-wlb.jp/promotion/entry>）

4

## ヒアリングを実施（センター職員が訪問）

認定審査会で審査

**認定企業に決定！**

これまでに192企業・団体を認定しています  
（認定期間は、3年間です。）

## ◆認定後の流れ

認定企業のうち、先導的な取組を行い、他社の模範となるような企業・団体を表彰します。  
これまで97企業・団体を表彰しています。  
ぜひ、表彰を目指してご応募ください！



## ◆お問い合わせ・申請先◆

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会 ひょうご仕事と生活センター

〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6-3-28 兵庫県中央労働センター1F

TEL:078-381-5277 FAX:078-381-5288 E-MAIL:[info@hyogo-wlb.jp](mailto:info@hyogo-wlb.jp)

ホームページ <https://www.hyogo-wlb.jp/>